

ひょうごフィールドパビリオン専門アドバイザー派遣業務 委託仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン専門アドバイザー派遣業務

2 業務目的

2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）を契機に、地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）」を展開してきた。ここから得られた教訓を一過性で終わらせることなく、レガシーとして継承し、持続可能な地域社会を実現するために、FPプログラムの自主的な磨き上げ、FPプログラムの運用をサポートする人材（以下、「サポート人材」という。）の育成、プログラム間の相互連携やそれらを活用した誘客等の取り組みを引き続き実施することが重要である。

このことから、前述の趣旨を踏まえ、プレイヤー等が抱えるプログラム運営等での課題に対し、専門的知見を有する専門アドバイザーを派遣し、課題の整理および解決に向けた具体的な助言・提案を行うことで、各プログラムの魅力向上および持続的な運営の実現を図る。

【参考】FP専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

3 事業期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という）は、目的及び以下の事項を踏まえ、効果的な業務実施となるよう、随時県と協議、連携しながら進めること。

(1) 参加者募集業務

受託者は、本事業の円滑な実施を図るため、対象者に対し、参加者募集に関する業務を行うものとする。

なお、応募状況に応じて、本事業の利用促進に関する対応を行うものとする。

ア 参加者募集

プレイヤーに対し、手上げ方式により募集を実施

ただし、想定以上の応募があった場合は先着を基本とし、FPの提案内容に応じ、個別に決定するものとする。

イ 利用促進

応募数が想定を下回る場合など必要に応じて、事業内容の再周知、個別案内等による利用促進を実施

(2) 事前課題整理業務

受託者は、専門アドバイザー派遣を効果的に実施するため、対象となるプログラムに対し、事前に現地視察及びヒアリングを行い、プログラムの現状および課題を整理するものとする。

ア ヒアリングの実施

プレイヤー等から運営状況、課題意識および支援要望を聴取

イ 現地視察

プログラムの運営実態、設備状況等の把握

ウ 課題整理

ヒアリング及び現地視察に基づき、課題、ニーズを整理

エ 専門アドバイザー派遣準備

専門アドバイザー派遣における検討テーマ及び論点の設定

(3) 専門アドバイザー派遣業務

受託者は、(2)の事前課題整理業務の結果を踏まえ、プログラムの課題解決に向け、専門的知見を有する専門アドバイザーを派遣し、助言・支援を行うものとする。

ア 派遣計画策定、専門アドバイザー選定

課題内容に応じた専門アドバイザー選定及び派遣日程、内容に関する計画策定ならびに調整

なお、専門アドバイザー選定については、県と協議のうえ選定すること。

イ 専門アドバイザー派遣の実施

専門アドバイザーによる助言・意見交換等の実施(1プログラムにつき3回まで)

ウ 実施方法

派遣内容に応じ、現地またはオンラインで実施

ただし、初回派遣時は現地のみに限る。

エ 派遣実施報告書の作成

専門アドバイザーによる派遣実施ごとに報告書の作成及び県、対象プログラムへのフィードバックの実施

(4) 専門アドバイザーの選定及びリスト化業務

受託者は、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、専門アドバイザーの確保および整理を行い、プログラムの課題内容に応じた適切な活用を図るものとする

ア 専門アドバイザーの確保

観光、商品化支援、IT、環境、広報等のプレイヤーのニーズに精通した専門アドバイザーの確保

イ 専門アドバイザーリストの作成

専門分野、実績等を整理したリストの作成

(5) 報告書の作成

業務終了後は業務実施報告書を作成し、令和9年3月31日までに提出すること。

(6) その他本事業の目的達成に必要な業務

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 業務を実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。

(5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

なお、本業務の一部についても再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という)に再委託することができる。

また、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。